

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱
(インフラ整備事業（農林水産省所管海岸事業))

令和7年6月5日付け7農振第576号
7水港第553号
農林水産事務次官依命通知

第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官依命通知、6農振第2322号農林水産事務次官依命通知、20250121財經第1号経済産業事務次官依命通知、国総政第45号国土交通事務次官依命通知、環政総発第2501303号環境事務次官依命通知。以下「制度要綱」という。）第6第1項第3号に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業（農林水産省所管海岸事業）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、海岸法（昭和31年法律第101号）、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農水交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第900号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年農林水産省告示第538号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別表のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下単に「認定地方公共団体」という。）とする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、農水交付規則の規定に基づき農林水産大臣（以下「大臣」という。）が行うものとする。ただし、第6第3項の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業（以下「当初予定事業」という。）以外のインフラ整備事業（以下「他の事業」という。）に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、制度要綱第5第1項に規定する第2世代交付金実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに、当該計画に基づき対象事業が開始される年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表の国の負担割合に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D : 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）全てについて、

前項の規定により算出される額にかかわらず、当該事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引き上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6第1項に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、この規定の適用について、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、同条第4項に基づき交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

第8 指導監督交付金

大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第9 交付申請

適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び農水交付規則第2条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を申請しようとする認定地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、毎年度、大臣が別に定める日までに、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第10 交付決定の通知

大臣は、第9の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付申請者に対しその旨を通知する。

なお、別に定めるところにより国土交通省北海道開発局長、内閣府沖縄総合事務局長又は地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）を経由して交付申請書の提出があったときは、大臣は、地方農政局長等を経由し交付申請者にこれを通知する。

第11 変更交付申請

1 申請の方法及び申請先

交付申請者は、適正化法第7条第1項及び農水交付規則第3条第1号の規定により承認を受けようとする場合には、別に定める変更交付申請書を別に定める提出先に提出するものとする。

2 遅延届出書

事業主体は、対象事業が予定の期間内に終了することができないと見込まれる場合又は対象事業の遂行が困難となった場合においては、別に定める遅延届出書を速やかに提出するものとする。

3 軽微な変更

適正化法第7条第1項第3号及び農水交付規則第3条第1号にいう軽微な変更是、次のいずれも満たすものとし、第1項の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

- (1) 実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容であること
- (2) 交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものであること

第12 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項の規定により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、その旨を記載した申請取下書を提出しなければならない。

第13 遂行状況報告

1 交付申請者は、交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別に定める様式により、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに提出しなければならない。ただし、第14に規定する概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると大臣が認めるときは、交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第14 概算払

交付申請者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別に定める様式により、概算払請求書を提出しなければならない。なお、概算払は、

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

第 15 実績報告

- 1 適正化法第 14 条及び農水交付規則第 6 条第 1 項の規定に基づく報告については、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日（交付金の金額が概算払いにより交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。
- 2 交付申請者は、対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別に定める様式により作成した年度終了実績報告書を提出しなければならない。

第 16 交付金の額の確定等

別に定める実績報告書の提出先（以下「報告提出先」という。）は、第 15 の規定により実績報告を受けた場合には、その報告にかかる事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めたときは、適正化法第 15 条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に通知するものとする。

第 17 額の再確定

- 1 交付申請者は、第 16 の規定による額の確定通知を受けた後において、対象事業に關し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があった等により対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 前項に基づき実績報告書の提出を受けた報告提出先は、第 16 に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第 18 財産の管理等

- 1 交付申請者は、交付対象経費（対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させことがある。

第 19 財産処分の制限

- 1 取得財産のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大蔵大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、農水交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 交付申請者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ報告提出先の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を国に納付することを条件とすることがある。

第 20 残存物件の処理

交付申請者は、対象事業等が完了した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を報告提出先に報告し、その指示を受けなければならない。

第 21 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

本要綱は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

別表

種別	事業	要件、率
海岸事業	(1) 海岸保全施設整備事業	<p>農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)第1から第8までの規定及び農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林水産事務次官依命通知)別表1(5)を準用する。</p> <p>漁港区域に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30水港第2802号農林水産事務次官依命通知)第1から第8までの規定及び漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱(昭和32年7月4日付け32水生第3683号)第2の表を準用する。</p>
	(2) 津波対策緊急事業	<p>農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知)第1から第8までの規定及び農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林水産事務次官依命通知)別表1(6)を準用する。</p> <p>漁港区域に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年4月1日付け2水港第2304号農林水産事務次官依命通知)第1から第8までの規定及び漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱(昭和32年7月4日付け32水生第3683号)第2の表を準用する。</p>
	(3) 海岸メンテナンス事業	<p>農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2823号農林水産事務次官依命通知)第1から第8までの規定及び農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林水産事務次官依命通知)別表1(7)を準用する。</p> <p>漁港区域に係る海岸メンテナンス事業実施要綱(令和4年4月1日付け3水港第2616号農林水産事務次官依命通知)第1から第8までの規定及び漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱(昭和32年7月4日付け32水生第3683号)第2の表を準用する。</p>

